新潟県条例第42号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第１条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下この条において「移動別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下この条において「移動後別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等（以下この条において「削除別表細目項等」という。）を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下この条において「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>

別表（第２条関係）
(1)・(2)　（略）
(3) 県民生活・環境部関係

<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>２　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>３　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 法第７条第１項の規定による命令
(2) 法第７条第２項の規定による資料の徴収
(3) 法第29条第１項の規定による報告の徴収及び立入検査
(4) 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第２項の規定による報告</td><td>新潟市</td></tr>
<tr><td>４　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>５　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>７　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</td><td>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷</td></tr>
</table>

</td><td>

別表（第２条関係）
(1)・(2)　（略）
(3) 県民生活・環境部関係

<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>２　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>３　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>４　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>５　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</td><td>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

	(1)～(25)　(略)	市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市及び胎内市		(1)～(25)　(略)	市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市及び胎内市
	8　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(31)　(略)	各市町村（第23号の２の事務にあっては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市及び胎内市に限る。）		7　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(31)　(略)	各市町村（第23号の２の事務にあっては、新潟市、長岡市、三条市、燕市及び上越市に限る。）
	9　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サン	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市及び胎内市		8　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サン	新潟市、長岡市、三条市、上越市及び佐渡市

コウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）		コウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	
10　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第38条の２第１項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（鳥獣（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。)の捕獲等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。)に係るものに限る。） (2) 法第38条の２第６項の規定による麻酔銃猟許可証（前号に規定する許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付 (3) 法第38条の２第７項の規定による麻酔銃猟許可証の再交付 (4) 法第38条の２第９項の規定による麻酔銃猟許可証の返納の受理 (5) 法第38条の２第10項の規定による命令（第１号に規定する許可に係るものに限る。次号及び第７号において同じ。） (6) 法第38条の２第11項の規定による許可の取消し (7) 法第75条の２の規定による報告の徴収 (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟	三条市		

の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）第46条の２第５項の規定による麻酔銃猟許可証の交付を受けた者の氏名等の変更の届出の受理 (9) 省令第46条の２第６項の規定による麻酔銃猟許可証の亡失の届出の受理			
11　（略）	（略）	9　（略）	（略）
12　（略）	（略）	10　（略）	（略）
13　（略）	（略）	11　（略）	（略）
14　（略）	（略）	12　（略）	（略）
15　（略）	（略）	13　（略）	（略）
16　（略）	（略）	14　（略）	（略）
17　（略）	（略）	15　（略）	（略）
18　（略）	（略）	15の２　（略）	（略）
19　（略）	（略）	16　（略）	（略）
20　（略）	（略）	17　（略）	（略）
21　（略）	（略）	18　（略）	（略）
22　（略）	（略）	19　（略）	（略）
23　（略）	（略）	20　（略）	（略）
24　（略）	（略）	21　（略）	（略）
25　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5)　（略）	各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町を除く。）	22　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5)　（略）	各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町を除く。）
26　浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20)　（略）	長岡市、三条市、柏崎市、十	23　浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20)　（略）	長岡市、三条市、柏崎市、十

	日　町市、見附市、村　上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎　内市、阿賀町及び湯沢町

(4) 防災局関係

事　　務	市町村
(略)	
2　火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61)　(略)	三　条市、柏崎市、小千谷市、見附市、阿賀野市及び胎内市
(略)	

(5) 福祉保健部関係

事　　務	市町村
(略)	
1の2　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（行う事業が2以上の市町村の区域を越えない社会福祉法人に係るものに限る。） (1)　(略) (2) 法第42条第2項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任 (3) 法第45条の6第2項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任 (4) 法第45条の9第5項の規定による評議員会の招集の許可	(略)

	日　町市、見附市、村　上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町

(4) 防災局関係

事　　務	市町村
(略)	
2　火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61)　(略)	新　潟市、三条市、柏　崎市、小千　谷市、見附市、阿賀野市及び胎内市
(略)	

(5) 福祉保健部関係

事　　務	市町村
(略)	
1の2　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（行う事業が2以上の市町村の区域を越えない社会福祉法人に係るものに限る。） (1)　(略) (2) 法第39条の3の規定による仮理事の選任 (3) 法第39条の4の規定による特別	(略)

		代理人の選任	
		(4) 法第40条第３号の規定による報告の受理	
(5) 法第45条の36第２項の規定による定款の変更の認可		(5) 法第43条第１項の規定による定款の変更の認可	
(6) 法第45条の36第４項の規定による変更の届出の受理		(6) 法第43条第３項の規定による変更の届出の受理	
(7)・(8) (略)		(7)・(8) (略)	
(9) 法第46条の６第４項及び第５項の規定による清算人の届出の受理		(9) 法第46条の７の規定による清算人の届出の受理	
(10) 法第47条の４第３項の規定による意見の陳述及び調査		(10) 法第47条の２第３項の規定による意見の陳述及び調査	
(11) 法第47条の４第４項の規定による意見の陳述		(11) 法第47条の２第４項の規定による意見の陳述	
(12) 法第47条の５の規定による清算結了の届出の受理		(12) 法第47条の３の規定による清算結了の届出の受理	
(13) 法第50条第３項及び第54条の６第２項の規定による合併の認可		(13) 法第49条第２項の規定による合併の認可	
(14) 法第55条の２第１項の規定による社会福祉充実計画の承認			
(15) 法第55条の２第８項（法第55条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による助言等			
(16) 法第55条の２第10項（法第55条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による協力の要請			
(17) 法第55条の３第１項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認			
(18) 法第55条の３第２項の規定による社会福祉充実計画の軽微な変更の届出の受理			
(19) 法第55条の４の規定による社会福祉充実計画の終了の承認			
(20) (略)		(14) (略)	
(21) 法第56条第４項の規定による勧告			
(22) 法第56条第５項の規定による公表			
(23) 法第56条第６項の規定による命令		(15) 法第56条第２項の規定による命令	
(24) 法第56条第７項の規定による命令及び勧告		(16) 法第56条第３項の規定による命令及び勧告	
(25) 法第56条第８項の規定による解散の命令		(17) 法第56条第４項の規定による解散の命令	
(26) 法第56条第９項の規定による弁明の機会の付与		(18) 法第56条第５項の規定による弁明の機会の付与	
(27) 法第56条第11項の規定による報告書の受理		(19) 法第56条第７項の規定による報告書の受理	
(28) (略)		(20) (略)	

(29)　法第59条の規定による届出の受理	
(略)	
7の2　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6)　(略)	三条市及び南魚沼市
(略)	
13　社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第３項第２号に規定する地域子育て支援拠点事業に係るものに限る。） (1)～(6)　(略)	三条市及び南魚沼市
(略)	

(6)　産業労働観光部関係

事　　務	市町村
1　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（２以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39)　(略)	三条市、加茂市、十日町市、見附市、妙高市及び佐渡市
(略)	
2　商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4)　(略)	長岡市、小千谷市及び五泉市
(略)	
3の2　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに２以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22)　(略)	三条市、加茂市、十日町市、見附市、妙高市及び佐渡市
3の3　(略)	(略)
3の4　商工会法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)　法第50条第１項の規定による報告の徴収及び立入検査	三条市

(21)　法第59条第１項の規定による事業の概要等の届出の受理	
(略)	
7の2　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6)　(略)	南魚沼市
(略)	
13　社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第３項第２号に規定する地域子育て支援拠点事業に係るものに限る。） (1)～(6)　(略)	南魚沼市
(略)	

(6)　産業労働観光部関係

事　　務	市町村
1　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（２以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39)　(略)	三条市、加茂市、見附市、妙高市及び佐渡市
(略)	
2　商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4)　(略)	長岡市
(略)	
3の2　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに２以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22)　(略)	三条市、加茂市、見附市、妙高市及び佐渡市
3の3　(略)	(略)

(2) 法第51条の規定による警告及び処分	
(略)	
8　(略)	(略)
9　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6)　(略)	長岡市及び三条市

(7) 農林水産部関係

事　　務	市町村
(略)	
3　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6)　(略)	三　条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村　上

(略)	
8　工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第６条第１項の規定による特定工場の新設の届出の受理 (2) 法第７条第１項の規定による届出の受理 (3) 法第８条第１項の規定による変更の届出の受理 (4) 法第９条第１項及び第２項の規定による勧告 (5) 法第10条第１項の規定による命令 (6) 法第11条第２項の規定による期間の短縮 (7) 法第12条の規定による変更の届出の受理 (8) 法第13条第３項の規定による地位の承継の届出の受理	聖籠町及び刈羽村
8の２　工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第３条第１項の規定による届出の受理	聖籠町及び刈羽村
9　(略)	(略)
10　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6)　(略)	長岡市

(7) 農林水産部関係

事　　務	市町村
(略)	
3　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6)　(略)	新　潟市、長岡市、三　条市、柏崎市、新発田市、十日　町市、見附市、

		市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村			村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村
（略）			（略）		
11　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(5)　（略） (6) 法第７条の規定による分収林契約の変更の届出の受理 (7) 法第８条第２項の規定による勧告 (8) 法第８条第３項において準用する法第６条第２項の規定による公表 (9) 法第９条の規定による報告の徴収 (10)　法第11条第１項の規定による契約条項の変更の承認	（略）	11　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(5)　（略） (6) 法第７条第２項の規定による勧告 (7) 法第７条第３項において準用する法第６条第２項の規定による公表 (8) 法第８条の規定による報告の徴収	（略）		
（略）			（略）		
13　森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除	（略）		13　森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除	（略）	

く。) (1)～(12)　(略) (13)　法第100条の８第１項、法第100条の16及び法第100条の22第１項の規定による組織変更の認可 (14)　法第100条の８第２項において準用する法第78条第２項（法第100条の18及び法第100条の24において準用する場合を含む。)の規定による報告書の要求 (15)　法第100条の８第２項において準用する法第80条第１項（法第100条の18及び法第100条の24において準用する場合を含む。)の規定による通知 (16)　法第100条の22第２項の規定による協議 (17)　法第100条の22第３項の規定による通知 (18)　(略) (19)　(略) (20)　(略) (21)　(略) (22)　(略) (23)　(略) (24)　(略) (25)　(略)	
14　(略)	(略)
15　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第４条第１項の規定による登録の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第７条第１項の規定による変更の届出に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第９条第１項の規定による廃業等の届出に係る書類の受理及び県への送付 (4) 法第11条第１項の規定による業務規程に係る書類の受理及び県への送付	粟島浦村

(8) 農地部関係

事　　務	市町村
1　農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三　条市、新発　田市、小

く。) (1)～(12)　(略) (13)　(略) (14)　(略) (15)　(略) (16)　(略) (17)　(略) (18)　(略) (19)　(略) (20)　(略)	
14　(略)	(略)

(8) 農地部関係

事　　務	市町村
1　農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	新　潟市、長岡市、三　条

(1)～(13)　(略)	千谷市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
(略)	
３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3)　(略)	三条市、燕市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
(略)	

(9)　土木部関係

事　　務	市町村
(略)	
３　租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るもの	(略)

(1)～(13)　(略)	市、新発田市、見附市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
(略)	
３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3)　(略)	新潟市、長岡市、三条市、燕市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
(略)	

(9)　土木部関係

事　　務	市町村
(略)	
３　租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るもの	(略)

を除く。) (1)・(2)　(略) (3) 法第31条の２第２項第14号ハの規定による優良な宅地の造成の認定 (4) 法第31条の２第２項第15号ニの規定による優良な住宅の建設の認定 (5) 法第62条の３第４項第14号ハの規定による優良な宅地の造成の認定 (6) 法第62条の３第４項第15号ニの規定による優良な住宅の建設の認定 (7)～(9)　(略)			を除く。) (1)・(2)　(略) (3) 法第31条の２第２項第15号ハの規定による優良な宅地の造成の認定 (4) 法第31条の２第２項第16号ニの規定による優良な住宅の建設の認定 (5) 法第62条の３第４項第15号ハの規定による優良な宅地の造成の認定 (6) 法第62条の３第４項第16号ニの規定による優良な住宅の建設の認定 (7)～(9)　(略)		
４　租税特別措置法（以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　(略) (3) 法第31条の２第２項第14号ハの規定による優良な宅地の造成の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (4) 法第31条の２第２項第15号ニの規定による優良な住宅の建設の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (5) 法第62条の３第４項第14号ハの規定による優良な宅地の造成の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (6) 法第62条の３第４項第15号ニの規定による優良な住宅の建設の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (7)～(9)　(略)	(略)		４　租税特別措置法（以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　(略) (3) 法第31条の２第２項第15号ハの規定による優良な宅地の造成の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (4) 法第31条の２第２項第16号ニの規定による優良な住宅の建設の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (5) 法第62条の３第４項第15号ハの規定による優良な宅地の造成の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (6) 法第62条の３第４項第16号ニの規定による優良な住宅の建設の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (7)～(9)　(略)	(略)	
(略)			(略)		
９の３　土地区画整理法に基づく事務のうち、９の項各号に掲げるもの(同法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。)	十日町市、見附市及び燕市		９の３　土地区画整理法に基づく事務のうち、９の項各号に掲げるもの(同法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。)	三　条市、十日　町市、見附市及び燕市	
９の４　土地区画整理法（以下この項において「法」という。)第41条第４項の規定による滞納処分の認可（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るも	十日町市		９の４　土地区画整理法（以下この項において「法」という。)第41条第４項の規定による滞納処分の認可（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るも	三条市及び十日町市	

のを除く。）		のを除く。）	
９の５　土地区画整理法に基づく事務のうち、９の項各号に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市		
９の６　土地区画整理法第41条第４項の規定による滞納処分の認可（２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市		
９の７　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第127条の２第１項に規定する審査請求の裁決（土地区画整理組合及び法第３条第３項の規定による施行者（以下「区画整理会社」という。）がした処分に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	（略）	９の５　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第127条の２第１項に規定する審査請求の裁決（土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。）（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	（略）
９の８　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第51条の２第１項の規定による施行の認可 (2) 法第51条の８第１項（法第51条の10第２項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧 (3) 法第51条の８第２項（法第51条の10第２項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理 (4) 法第51条の８第３項（法第51条の10第２項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知 (5) 法第51条の８第５項（法第51条の10第２項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理及び修正に係る事業計画の縦覧等 (6) 法第51条の９第３項（法第51条の10第２項、法第51条の11第２項及び法第51条の13第４項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る公告及び図書の送付 (7) 法第51条の10第１項の規定による規準等の変更の認可 (8) 法第51条の11第１項の規定による合併等の認可 (9) 法第51条の13第１項の規定によ	三条市		

る廃止又は終了の認可 (10)　法第86条第１項の規定による換地計画の認可（区画整理会社が行う土地区画整理事業に係るものに限る。） (11)　法第97条第１項の規定による変更の認可（前号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。） (12)　法第103条第３項の規定による換地処分の届出の受理（第10号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。） (13)　法第103条第４項の規定による届出に係る公告（第10号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。） (14)　法第125条の２第１項及び第２項の規定による検査 (15)　法第125条の２第３項の規定による命令 (16)　法第125条の２第４項の規定による認可の取消し (17)　法第125条の２第５項の規定による公告 (18)　法第136条第１項の規定による意見の聴取（第10号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。）	
（略）	

（略）

（新潟県屋外広告物条例の一部改正）

第２条　新潟県屋外広告物条例（平成７年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後

（事務処理の特例）

第37条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事　務	市町村
（略）	
２　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29)　（略）	三　条市、見附市、燕市、胎　内市、湯沢町及び刈羽村

改　正　前

（事務処理の特例）

第37条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事　務	市町村
（略）	
２　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29)　（略）	三　条市、見附市、胎　内市、湯沢町及び刈羽村

3　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6)　(略)	上　越市、阿賀野市、南魚沼市、聖籠町、関川村及び粟島浦村

3　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6)　(略)	上　越市、南魚沼市、聖籠町、関川村及び粟島浦村

（新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第３条　新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後

別表（第２条関係）

事　務	市町村
（略）	
4　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　(略)	三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町

改　正　前

別表（第２条関係）

事　務	市町村
（略）	
4　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　(略)	柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）並びに新潟県屋外広告物条例（平成７年新潟県条例第65号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。